資料 1

令和８年１０月１６日

総 務 部 危 機 管 理 課

水防又は応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例の一部を改正する条例について

１　改正の理由

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（昭和３１年１１月８日政令第３３５号。以下「政令」という。）の一部改正に伴い、本条例の一部を改正する。

２　改正の概要

（１）損害補償の種類や基準について、政令の定める例によることとするため、所要の改正を行う。

（２）損害補償に係る葬祭補償の額について「３１万５千円に補償基礎額の３０倍に相当する額を加えた金額」を「３３万円に補償基礎額の３０倍に相当する額を加えた金額」に改める。

３　施行日

公布の日とする。
ただし、適用は令和８年４月１日からとする。

４　新旧対照表

２ページから３４ページまでのとおり

水防又は応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例　新旧対照表

現行	改正案
第１章　総則	（削る）
（目的）	（目的）
第１条　この条例は、水防法（昭和２４年法律第１９３号）第２４条の規定により水防に従事した者又は災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第６５条第１項（同条第３項（原子力災害対策特別措置法（平成１１年法律第１５６号）第２８条第２項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）において準用する場合及び原子力災害対策特別措置法第２８条第２項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定若しくは災害対策基本法第６５条第２項において準用する同法第６３条第２項の規定により応急措置の業務に従事した者（以下「従事者」という。）が、水防又は応急措置の業務（以下「防災業務」という。）に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は防災業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合（以下「災害」という。）その災害に対する損害補償について、水防法第４５条又は災害対策基本法第８４条第１項（原子力災害対策特別措置法第２８条第１項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定に基づき、その実施について必要な事項を定めることを目的とする。	第１条　この条例は、水防法（昭和２４年法律第１９３号）第４５条の規定による水防に従事した者に係る損害補償及び災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第８４条第１項（原子力災害対策特別措置法（平成１１年法律第１５６号）第２８条第１項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定による応急措置の業務に従事した者に係る損害補償を的確に行うことを目的とする。
（損害補償を受ける権利）	（損害補償を受ける権利）
第２条　従事者が災害を受けた場合においては、区長は、補償を受けるべき者に対して、その者がこの条例によって権利を有する旨を速やかに通知しなければならない。	第２条　水防法第２４条の規定により水防に従事した者又は災害対策基本法第６５条第１項（同条第３項（原子力災害対策特別措置法第２８条第２項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）において準用する場合及び原子力災害対策特別措置法第２８条第２項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定若しくは災害対策基本法第６５条第２項において準用する同法第６３条第２項の規定による応急措置の業務に従事した者

	（以下「水防従事者等」という。）が水防又は応急措置の業務（以下「水防業務等」という。）に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は水防業務等に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となったときは、区長は、損害補償を受けるべき者に対して、その者がこの条例によって損害補償を受ける権利を有する旨を速やかに通知しなければならない。
第３条　（略）	第３条　（略）
第２章　損害補償	（削る）
（損害補償の種類）	（損害補償の申請）
第４条　この条例による損害補償の種類は、次のとおりとする。	第４条　損害補償を受けようとする者は、規則で定めるところにより、区長に申請しなければならない。
(1)　療養補償	（削る）
(2)　休業補償	（削る）
(3)　傷病補償年金	（削る）
(4)　障害補償	（削る）
ア　障害補償年金	
イ　障害補償一時金	
(5)　介護補償	（削る）
(6)　遺族補償	（削る）
ア　遺族補償年金	
イ　遺族補償一時金	
(7)　葬祭補償	（削る）
（補償基礎額）	（損害補償の基準）
第５条　前条に規定する損害補償（以下「損害補償」という。）は、療養補償及び介護補償を除き、補償基礎額を基礎として行う。	第５条　損害補償の種類その他の損害補償の基準については、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（昭和３１年政令第３３５号）に定められているものの例による。
２　前項の補償基礎額は、従事者が防災業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は防災業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態になった場合には、８，９００円とする。ただし、その額がその者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと	（削る）

認められるときは、１万４，２００円を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。		
３　次の各号のいずれかに該当する者で、従事者の死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断により死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断により疾病の発生が確定した日（以下「事故発生日」という。）において他に生計のみちがなく、主として従事者の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある従事者については、前項の規定による金額に、第１号又は第３号から第６号までのいずれかに該当する扶養親族については１人につき２１７円を、第２号に該当する扶養親族については１人につき３３３円を、それぞれ加算して得た額をもって補償基礎額とする。	（削る）	
(1)　配偶者（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）		
(2)　２２歳に達する日以後の最初の３月３１日までの間にある子		
(3)　２２歳に達する日以後の最初の３月３１日までの間にある孫		
(4)　６０歳以上の父母及び祖父母		
(5)　２２歳に達する日以後の最初の３月３１日までの間にある弟妹		
(6)　重度心身障害者		
４　扶養親族たる子のうちに１５歳に達する日後の最初の４月１日から２２歳に達する日以後の最初の３月３１日までの間（以下この項において「特定期間」という。）にある子がいる従事者については、前項の規定にかかわらず、１６７円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額をもって補償基礎額とする。	（削る）	
（療養補償）		
第６条　従事者が、防災業務に従事したことにより負傷し、又は疾病にかかった場合においては、区は、療養補償として、必要な療養を	（削る）	

行い、又は必要な療養の費用を支給する。 （療養及び療養費の支給） 第７条　前条の規定による療養の範囲は、次に掲げるものであって、療養上相当と認められるものとする。 (1)　診察 (2)　薬剤又は治療材料の支給 (3)　処置、手術その他の治療 (4)　居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護 (5)　病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護 (6)　移送 ２　区は、区長がその同意を得てあらかじめ指定する医療機関若しくは薬局において、前項第１号から第５号までに掲げる療養（同項第４号又は第５号に掲げる療養にあっては、これらの医療機関の従業者以外の者が提供する世話その他の看護を除く。）を行うものとする。 ３　区は、前項の医療機関若しくは薬局において、療養を行うことが困難であると区長が認めたとき、従事者が同項の医療機関若しくは薬局以外の医師、歯科医師、薬剤師その他の療養機関から診察若しくは手当を受けた場合において、緊急その他やむを得ない事情があると区長が認めたとき、又は従事者が第１項第４号から第６号までに掲げる療養（同項第４号又は第５号に掲げる療養にあっては、前項の医療機関の従業者以外の者が提供する世話その他の看護に限る。）を受けた場合において区長が必要と認めたときは、その必要な療養の費用を当該従事者に支払う。 （休業補償） 第８条　従事者が防災業務に従事したことにより負傷し、又は疾病にかかり、療養のため勤務その他の業務に従事することができない場合において、給与その他の業務上の収入を得ることができないときは、区は、休業補償と	（削る） <	

して、その収入を得ることができない期間につき、補償基礎額の１００分の６０に相当する金額を支給する。ただし、次に掲げる場合（規則で定める場合に限る。）には、その拘禁され、又は収容されている期間については、休業補償は、行わない。 (1)　刑事施設、労役場その他これらに準ずる施設に拘禁されている場合 (2)　少年院その他これに準ずる施設に収容されている場合		
（傷病補償年金） 第８条の２　従事者が防災業務に従事したことにより、負傷し、又は疾病にかかり、当該負傷又は疾病に係る療養の開始後１年６月を経過した日において次の各号のいずれにも該当する場合又は同日後次の各号のいずれにも該当することとなった場合には、区は、その状態が継続している期間、傷病補償年金を支給する。 (1)　当該負傷又は疾病が治っていないこと。 (2)　当該負傷又は疾病による障害の程度が次条第２項に規定する第１級から第３級までの各障害等級に相当するものとして規則で定める第１級、第２級又は第３級の傷病等級に該当すること。	（削る）	
２　傷病補償年金の額は、当該負傷又は疾病による障害の程度が次の各号に掲げる傷病等級（前項第２号の傷病等級をいう。以下同じ。）のいずれに該当するかに応じ、１年につき補償基礎額に当該各号に定める倍数を乗じて得た額とする。 (1)　第１級　３１３倍 (2)　第２級　２７７倍 (3)　第３級　２４５倍		
３　傷病補償年金を受ける者には、休業補償は行わない。		
４　傷病補償年金を受ける者の当該障害の程度に変更があったため、新たに他の傷病等級に該当するに至った場合には、新たに該当する		

に至った傷病等級に応ずる傷病補償年金を支給するものとし、その後は、従前の傷病補償年金は支給しない。 （障害補償） 第９条　従事者が防災業務に従事したことにより負傷し、又は疾病にかかり、治ったときに次項に規定する障害等級に該当する程度の障害が存する場合においては、区は、障害補償として、同項に規定する第１級から第７級までの障害等級に該当する障害があるときには、当該障害が存する期間、障害補償年金を毎年支給し、同項に規定する第８級から第１４級までの障害等級に該当する障害があるときには、障害補償一時金を支給する。 ２　障害等級は、その障害の程度に応じて重度のものから順に、第１級から第１４級までに区分するものとする。この場合において、各障害等級に該当する障害は、規則で定める。 ３　障害補償年金の額は、１年につき、次の各号に掲げる障害等級（前項に規定する障害等級をいう。以下同じ。）に応じ、補償基礎額に当該各号に定める倍数を乗じて得た額とする。 (1)　第１級　３１３倍 (2)　第２級　２７７倍 (3)　第３級　２４５倍 (4)　第４級　２１３倍 (5)　第５級　１８４倍 (6)　第６級　１５６倍 (7)　第７級　１３１倍 ４　障害補償一時金の額は、次の各号に掲げる障害等級に応じ、補償基礎額に当該各号に定める倍数を乗じて得た額とする。 (1)　第８級　５０３倍 (2)　第９級　３９１倍 (3)　第１０級　３０２倍 (4)　第１１級　２２３倍 (5)　第１２級　１５６倍 (6)　第１３級　１０１倍	（削る）

(7)　第１４級　５６倍

5　障害等級に該当する程度の障害が２以上ある場合の障害等級は、重い障害に応ずる障害等級による。

6　次に掲げる場合の障害等級は、次の各号のうち、従事者に最も有利なものによる。

(1)　第１３級以上に該当する障害が２以上ある場合には、前項の規定による障害等級の１級上位の障害等級

(2)　第８級以上に該当する障害が２以上ある場合には、前項の規定による障害等級の２級上位の障害等級

(3)　第５級以上に該当する障害が２以上ある場合には、前項の規定による障害等級の３級上位の障害等級

7　前項の規定による障害補償の金額は、それぞれの障害に応ずる障害等級による障害補償の金額を合算した金額を超えてはならない。ただし、同項の規定による障害等級が第７級以上になる場合は、この限りでない。

8　既に障害のある従事者が、防災業務に従事したことによる負傷、疾病又は障害によって、同一部位についての障害の程度を加重した場合には、その者の加重後の障害等級に応ずる障害補償の金額から、次の各号に掲げる場合の区分に応じてそれぞれ当該各号に定める金額を差し引いた金額をもって障害補償の金額とする。

(1)　その者の加重前の障害等級が第７級以上である場合　その者の加重前の障害等級に応ずる障害補償年金の額

(2)　その者の加重前の障害等級が第８級以下であり、かつ、加重後の障害等級が第７級以上である場合　その者の加重前の障害等級に応ずる障害補償一時金の額を２５で除して得た金額

(3)　その者の加重後の障害等級が第８級以下である場合　その者の加重前の障害等級に応ずる障害補償一時金の額

9　障害補償年金を受ける者の当該障害の程度

に変更があったため、新たに他の障害等級に該当するに至った場合においては、新たに該当するに至った障害等級に応ずる障害補償を行うものとし、その後は従前の障害補償年金は、支給しない。 （介護補償）	
第９条の２　傷病補償年金又は障害補償年金を受ける権利を有する従事者が、当該傷病補償年金又は障害補償年金を支給すべき事由となった障害であって規則で定める程度のものにより、常時又は随時介護を要する状態にあり、かつ、常時又は随時介護を受けている場合においては、区は、介護補償として、当該介護を受けている期間、規則で定める金額を支給する。ただし、次に掲げる場合には、その入院し、又は入所している期間については、介護補償は、行わない。 (1)　病院又は診療所に入院している場合 (2)　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号）第５条第１１項に規定する障害者支援施設（次号において「障害者支援施設」という。）に入所している場合（同条第７項に規定する生活介護（次号において「生活介護」という。）を受けている場合に限る。） (3)　障害者支援施設（生活介護を行うものに限る。）に準ずる施設として規則で定めるものに入所している場合 ２　介護補償は、月を単位として支給するものとする。 （遺族補償）	（削る）
第１０条　従事者が防災業務に従事したことにより、死亡した場合においては、区は、遺族補償として、当該従事者の遺族に対して、遺族補償年金又は遺族補償一時金を支給する。 （遺族補償年金）	（削る）
第１１条　遺族補償年金を受けることができる遺族は、従事者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、従事者の死亡の当時事実上婚姻関	（削る）

係と同様の事情にあった者を含む。以下同じ。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹であって、従事者の死亡当時その収入によって生計を維持していたものとする。ただし、妻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の実情にあった者を含む。次条において同じ。）以外の者にあっては、従事者の死亡の当時次に掲げる要件に該当した場合に限る。 (1)　夫（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。以下同じ。）、父母及び祖父母については、６０歳以上であること。 (2)　子又は孫については、１８歳に達する日以後の最初の３月３１日までの間にあること。 (3)　兄弟姉妹については、１８歳に達する日以後の最初の３月３１日までの間にあること又は６０歳以上であること。 (4)　前３号の要件に該当しない夫、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹については、規則で定める障害の状態（次条、第１３条及び第１６条の２において「特定障害状態」という。）にあること。 ２　従事者の死亡の当時胎児であった子が出生したときは、前項の規定の適用については、将来に向かって、その子は、従事者の死亡の当時その収入によって生計を維持していた子とみなす。 ３　遺族補償年金を受けることができる遺族の順位は、配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹の順位とし、父母については、養父母を先にし、実父母を後にする。	
第１２条　遺族補償年金の額は、次の各号に掲げる人数（遺族補償年金を受ける権利を有する遺族及びその者と生計を同じくしている遺族補償年金を受けることができる遺族の人数をいう。）の区分に応じ、１年につき当該各号に定める額とする。 (1)　１人　補償基礎額に１５３を乗じて得た	（削る）

額（５５歳以上の妻又は特定障害状態にある妻である場合には、補償基礎額に１７５を乗じて得た額） (2)　２人　補償基礎額に２０１を乗じて得た額 (3)　３人　補償基礎額に２２３を乗じて得た額 (4)　４人以上　補償基礎額に２４５を乗じて得た額 2　遺族補償年金を受ける権利を有する者が２人以上あるときは、遺族補償年金の額は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する額をその人数で除して得た額とし、これらの者のうち１人を遺族補償年金の請求及び受領についての代表者に選任しなければならない。ただし、世帯を異にする等やむを得ない事情のため代表者を選任することができないときは、この限りでない。 3　遺族補償年金の額の算定の基礎となる遺族の数に増減を生じたときは、その増減を生じた月の翌月から、遺族補償年金の額を改定する。 4　遺族補償年金を受ける権利を有する妻にその者と生計を同じくしている他の遺族で遺族補償年金を受けることができるものがない場合において、その妻が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その該当するに至った月の翌月から遺族補償年金の額を改定する。 (1)　５５歳に達したとき（特定障害状態にあるときを除く。）。 (2)　特定障害状態になり、又はその事情がなくなったとき（５５歳以上であるときを除く。）。	
第１３条　遺族補償年金を受ける権利は、その権利を有する遺族が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、消滅する。この場合において、同順位者がなくて後順位者があるときは、次順位者に遺族補償年金を支給する。 (1)　死亡したとき。	（削る）

(2)　婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしたとき。 (3)　直系血族又は直系姻族以外の者の養子（届出をしていないが、事実上養子縁組関係と同様の事情にある者を含む。）となったとき。 (4)　離縁によって、死亡した従事者との親族関係が終了したとき。 (5)　子、孫又は兄弟姉妹については、１８歳に達した日以後の最初の３月３１日が終了したとき（従事者の死亡の時から引き続き特定障害状態にあるときを除く。）。 (6)　特定障害状態にある夫、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹については、その事情がなくなったとき（夫、父母又は祖父母については、従事者の死亡の当時６０歳以上であったとき、子又は孫については、１８歳に達する日以後の最初の３月３１日までの間にあるとき、兄弟姉妹については、１８歳に達する日以後の最初の３月３１日までの間にあるとき又は従事者の死亡の当時６０歳以上であったときを除く。）。 ２　遺族補償年金を受けることができる遺族が前項各号のいずれかに該当するに至ったときは、その者は、遺族補償年金を受けることができる遺族でなくなる。	
第１４条　遺族補償年金を受ける権利を有する者の所在が１年以上明らかでない場合には、当該遺族補償年金は、同順位者があるときは同順位者の、同順位者がないときは次順位者の申請によって、その所在が明らかでない間、その支給を停止する。この場合において、同順位者がないときは、その間、次順位者を先順位者とする。 ２　前項の規定により遺族補償年金の支給を停止された遺族は、いつでも、その支給の停止の解除を申請することができる。 ３　第１２条第３項の規定は、第１項の規定により遺族補償年金の支給が停止され、又は前	（削る）

項の規定によりその停止が解除された場合について準用する。この場合において、同条第３項中「増減を生じた月」とあるのは、「支給が停止され、又はその停止が解除された月」と読み替える。		
（遺族補償一時金） 第１５条　遺族補償一時金を受けることができる遺族は、従事者の死亡の当時において次の各号のいずれかに該当する者とする。 (1)　配偶者 (2)　従事者の収入によって生計を維持していた子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹 (3)　前２号に掲げる者以外の者で主として従事者の収入によって生計を維持していたもの (4)　第２号に該当しない子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹 ２　遺族補償一時金を受けることができる遺族の順位は、前項各号の順序とし、同項第２号及び第４号に掲げる者のうちにあっては、それぞれ当該各号に掲げる順序とし、父母については、養父母を先にし、実父母を後にする。 ３　従事者が遺言又はその者の属する任命権者に対する予告で、第１項第３号及び第４号に掲げる者のうち特に指定した者があるときは、その者は、同項第３号及び第４号に掲げる他の者に優先して遺族補償一時金を受けるものとする。	（削る）	
第１６条　遺族補償一時金は、次に掲げる場合に支給する。 (1)　従事者の死亡の当時遺族補償年金を受けることができる遺族がないとき。 (2)　遺族補償年金を受ける権利を有する者の権利が消滅した場合において、他に当該遺族補償年金を受けることができる遺族がなく、かつ、当該従事者の死亡に関し既に支給された遺族補償年金の額の合計額が前号の場合に支給される遺族補償一時金の額に満たないとき。	（削る）	

第１６条の２　遺族補償一時金の額は、補償基礎額に、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める倍数を乗じて得た額とする。ただし、前条第２号の場合にあっては、その額から既に支給された遺族補償年金の額の合計額を控除した額とする。 (1)　第１５条第１項第３号に該当する者（次号に掲げる者を除く。）　４００倍 (2)　第１５条第１項第３号に該当する者のうち、従事者の死亡の当時１８歳未満若しくは５５歳以上の三親等内の親族又は特定障害状態にある三親等内の親族　７００倍 (3)　第１５条第１項第１号、第２号又は第４号に該当する者　１，０００倍 ２　第１２条第２項の規定は、遺族補償一時金の額並びにその請求及び受領についての代表者の選任について準用する。	（削る）
（遺族からの排除） 第１７条　従事者を故意に死亡させた者は、遺族補償を受けることができる遺族としない。 ２　従事者の死亡前に、当該従事者の死亡によって遺族補償年金を受けることができる先順位又は同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者は、遺族補償年金を受けることができる遺族としない。 ３　従事者の死亡前又は遺族補償年金を受けることができる遺族の当該遺族補償年金を受ける権利の消滅前に、当該従事者の死亡又は当該権利の消滅によって遺族補償一時金を受けることができる先順位又は同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者は、遺族補償一時金を受けることができる遺族としない。 ４　遺族補償年金を受けることができる遺族を故意に死亡させた者は、遺族補償一時金を受けることができる遺族としない。従事者の死亡前に、当該従事者の死亡によって遺族補償年金を受けることができる遺族となるべき者を故意に死亡させた者も、同様とする。 ５　遺族補償年金を受けることができる遺族が、遺族補償年金を受けることができる先順	（削る）

位又は同順位の他の遺族を故意に死亡させたときは、その者は、遺族補償年金を受けることができる遺族でなくなる。この場合において、その者の遺族補償年金を受ける権利を有する者であるときは、その権利は、消滅する。 6　第１３条第１項後段の規定は、前項後段の場合について準用する。 （葬祭補償） 第１８条　従事者が防災業務に従事したことにより死亡した場合においては、区は、葬祭補償として、葬祭を行う者に対して、３１万５，０００円に補償基礎額の３０倍に相当する金額を加えた金額を支給する。 （損害補償の制限） 第１９条　従事者が、故意の犯罪行為若しくは重大な過失により、又は正当な理由がなくて療養に関する指示に従わないことにより、防災業務に係る負傷、疾病、障害若しくは死亡若しくはこれらの原因となった事故を生じさせ、又は防災業務に係る負傷、疾病若しくは障害の程度を増進させ、若しくはその回復を妨げたときは、区は、損害補償の全部又は一部を行わないことができる。 （年金たる損害補償の額の端数処理） 第１９条の２　傷病補償年金、障害補償年金又は遺族補償年金（以下「年金たる損害補償」という。）の額に５０円未満の端数があるときは、これを切り捨て、５０円以上１００円未満の端数があるときは、これを１００円に切り上げる。 （年金たる損害補償の支給期間等） 第２０条　年金たる損害補償の支給は、支給すべき事由が生じた月の翌月から始め、支給を受ける権利が消滅した月で終る。 2　年金たる損害補償は、その支給を停止すべき事由が生じたときは、その事由が生じた月の翌月からその事由が消滅した月までの間は、支給しない。 3　年金たる損害補償は、毎年２月、４月、６月、８月、１０月及び１２月の６期に、それ	（削る） （削る） （削る） （削る）

ぞれの前月分までを支給する。ただし、支給を受ける権利が消滅した場合におけるその期の年金たる損害補償は、支給期月でない月であっても、支給する。		
（死亡の推定）		
第２１条　行方不明となった従事者の生死が３箇月間分からない場合又は当該従事者の死亡が３箇月以内に明らかとなり、かつ、その死亡の時期が分からない場合には、遺族補償及び葬祭補償の支給に関する規定の適用については、当該従事者が行方不明となった日に、当該従事者は、死亡したものと推定する。	（削る）	
（未支給の損害補償）		
第２２条　この条例に基づく損害補償を受ける権利を有する者が死亡した場合において、その者に支給すべき損害補償でまだ支給しなかったものがあるときは、その者の配偶者、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹であって、その者の死亡の当時その者と生計を同じくしていたもの（遺族補償年金については、当該遺族補償年金を受けることができる他の遺族）は、自己の名で、その未支給の損害補償の支給を請求することができる。	（削る）	
２　前項の場合において、死亡した者が死亡前にその損害補償を請求していなかったときは、同項に規定する者は、自己の名で、その損害補償を請求することができる。		
３　前項の規定による損害補償を受けるべき者の順位は、第１項に規定する順序（遺族補償年金については、第１１条第３項に規定する順序）とする。		
４　第１項及び第２項の規定による損害補償を受けるべき同順位者が２人以上あるときは、その全額をその１人に支給することができるものとし、この場合において、その１人にした支給は、全員に対してしたものとみなす。		
（年金たる損害補償等の支給額の調整）		
第２３条　年金たる損害補償の支給を停止すべき事由が生じたにもかかわらず、その停止すべき期間の分として年金たる損害補償が支給	（削る）	

されたときは、その支給された年金たる損害補償は、その後に支給されるべき年金たる損害補償の内払とみなすことができる。年金たる損害補償を減額して改定すべき事由が生じたにもかかわらず、その事由が生じた月の翌月以後の分として減額しない額の年金たる損害補償が支給された場合における当該年金たる損害補償の当該減額すべきであった部分についても同様とする。 ２　防災業務に係る同一の負傷又は疾病（次項において「同一の傷病」という。）に関し、傷病補償年金を受ける権利を有する者が休業補償又は障害補償を受ける権利を有することとなり、かつ、当該傷病補償年金を受ける権利が消滅した場合において、その消滅した月の翌月以後の分として傷病補償年金が支払われたときは、その支払われた傷病補償年金は、当該休業補償又は障害補償の内払とみなす。 ３　同一の傷病に関し、休業補償を受けている者が傷病補償年金又は障害補償を受ける権利を有することとなり、かつ、当該休業補償を行わないこととなった場合において、その後も休業補償が支払われたときは、その支払われた休業補償は、当該傷病補償年金又は障害補償の内払とみなす。	
第２３条の２　年金たる損害補償を受ける権利を有する者が死亡したためその支給を受ける権利が消滅したにもかかわらず、その死亡の日の属する月の翌月以後の分として当該年金たる損害補償の過誤払が行われた場合において、当該過誤払による返還金に係る債権（以下この条において「返還金債権」という。）に係る債務の弁済をすべき者に支払うべき次に掲げる損害補償があるときは、区は当該損害補償の支払金の金額を当該過誤払による返還金債権の金額に充当することができる。 (1)　年金たる損害補償を受ける権利を有する者の死亡に係る遺族補償年金、遺族補償一時金又は葬祭補償 (2)　過誤払による返還金債権に係る遺族補償	（削る）

年金と同順位で支給されるべき遺族補償年金	
（補償の免責及び求償権）	
第２４条　区は、損害補償を受けるべき者が他の法令（条例を含む。）の定めるところによる療養その他の給付又は補償を受けた場合においては、同一の事由については、その受けた療養その他の給付又は補償の限度において、損害補償の責を免れる。	（削る）
２　区は、損害補償の原因である災害が第三者の行為によって生じた場合において、損害補償を受けるべき者が当該第三者から同一の事由について損害補償を受けたときは、その価額の限度において、損害補償の責を免れる。	
３　区は、損害補償の原因である災害が第三者の行為によって生じた場合において、損害補償を行ったときは、その価額の限度において、損害補償を受けた者が当該第三者に対して有する損害補償の請求権を取得する。	
第３章　雑則	（削る）
（審査請求）	（審査請求）
第２５条　区の行う従事者の死亡、負傷又は障害が防災業務に従事したものであるかどうかの認定、療養の方法、損害補償の金額の決定その他損害補償の実施について不服のある者は、区長に対して審査請求をすることができる。	第６条　区の行う水防従事者等の死亡、負傷又は疾病が水防業務等に従事したものであるかどうかの認定、療養の方法、損害補償の金額の決定その他損害補償の実施について不服がある者は、区長に対して、審査請求をすることができる。
第２６条　（略）	第７条　（略）
（損害補償費の返還要求）	（損害補償費の返還要求）
第２７条　区は、従事者に対してこの条例の規定により、損害補償に要する費用を支給した後において、その支給額に錯誤があったことが判明したときは、当該従事者に対して、その錯誤に係る額の返還を求めることができる。	第８条　区は、水防従事者等に対してこの条例の規定により、損害補償に要する費用を支給した後において、その支給額に錯誤があったことが判明したときは、当該水防従事者等に対して、その錯誤に係る額の返還を求めることができる。
２　（略）	２　（略）
（委任規定）	（委任）
第２８条　この条例の実施に関し必要な事項は、規則で定める。	第９条　この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付　則

第１条～第３条の２　（略）

（障害補償年金差額一時金）

第３条の３　当分の間、障害補償年金を受ける権利を有する者が死亡した場合において、その者に支給された当該障害補償年金及び当該障害補償年金に係る障害補償年金前払一時金の額の合計額が、次の表の左欄に掲げる当該障害補償年金に係る障害等級に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる額に満たないときは、区は、その者の遺族に対し、損害補償として、その差額に相当する額の障害補償年金差額一時金を支給する。

障害等級	額
第１級	補償基礎額に１，３４０を乗じて得た額
第２級	補償基礎額に１，１９０を乗じて得た額
第３級	補償基礎額に１，０５０を乗じて得た額
第４級	補償基礎額に９２０を乗じて得た額
第５級	補償基礎額に７９０を乗じて得た額
第６級	補償基礎額に６７０を乗じて得た額
第７級	補償基礎額に５６０を乗じて得た額

２　障害補償年金を受ける権利を有する者のうち、第９条第８項の規定の適用を受ける者が死亡した場合において、その者に支給された当該障害補償年金及び当該障害補償年金前払一時金の額の合計額が、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額に満たないときは、区は、前項の規定にかかわらず、その差額に相当する額を障害補償年金差額一時金として支給する。

(1)　その者の加重前の障害等級が第７級以上である場合　その者の加重後の障害等級に応じそれぞれ前項の表の右欄に掲げる額から、加重前の障害等級に応じそれぞれ同表の右欄に掲げる額を差し引いた額

(2)　その者の加重前の障害等級が第８級以下である場合　その者の加重後の障害等級に応じそれぞれ前項の表の右欄に掲げる額に当該障害補償年金に係る第９条第８項の規

付　則

第１条～第３条の２　（略）

（削る）

定による金額を当該障害補償年金に係る加重後の障害等級に応ずる同条第１項の規定による金額で除して得た数を乗じて得た額 ３　障害補償年金差額一時金を受けることができる遺族は、次に掲げる者とする。この場合において、障害補償年金差額一時金を受けることができる遺族の順位は、次の各号の順序とし、当該各号に掲げる者のうちにあっては、それぞれ当該各号の順序とし、父母については、養父母を先にし、実父母を後にする。 (1)　障害補償年金を受ける権利を有する者の死亡の当時その者と生計を同じくしていた配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹 (2)　前号に該当しない配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹 ４　第１２条第２項の規定は、障害補償年金差額一時金の額並びにその請求及び受領についての代表者の選任について、第１５条第３項、第１７条第１項及び第２項並びに第２１条の規定は障害補償年金差額一時金の支給について準用する。この場合において、第１２条第２項中「遺族補償年金」とあるのは「障害補償年金差額一時金」と、「前項」とあるのは「付則第３条の３第１項」と、第１５条第３項中「第１項第３号及び第４号」とあるのは「付則第３条の３第３項第２号」と、「同項第３号及び第４号」とあるのは「同号」と、「遺族補償一時金」とあるのは「障害補償年金差額一時金」と、第１７条第１項中「遺族補償」とあり、同条第２項中「遺族補償年金」とあり、及び第２１条中「遺族補償及び葬祭補償」とあるのは「障害補償年金差額一時金」と読み替えるものとする。 ５　障害補償年金差額一時金が支給される場合における第２２条及び第２３条の２の規定の適用については、第２２条第１項中「遺族補償年金については、当該遺族補償年金」とあるのは「遺族補償年金又は障害補償年金差額一時金については、それぞれ、当該遺族補償		

年金又は当該障害補償年金差額一時金」と、同条第３項中「遺族補償年金については、第１１条第３項」とあるのは「遺族補償年金については第１１条第３項、障害補償年金差額一時金については付則第３条の３第３項後段」と、第２３条の２第１号中「又は葬祭補償」とあるのは「、葬祭補償又は障害補償年金差額一時金」とする。 （障害補償年金前払一時金） 第３条の４　当分の間、障害補償年金を受ける権利を有する者が申し出たときは、区は、損害補償として、障害補償年金前払一時金を支給する。 ２　前項の申出は、障害補償年金の最初の支給に先立って行わなければならない。ただし、既に障害補償年金の支給を受けた場合においても、当該障害補償年金を支給すべき事由が生じた日の翌日から起算して１年を経過する日までの間は、当該申出を行うことができる。 ３　第１項の申出は、同一の事由につき２回以上行うことはできない。 ４　障害補償年金前払一時金の額は、前条第１項の表の左欄に掲げる当該障害補償年金前払一時金に係る障害補償年金に係る障害等級に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる額（当該障害補償年金について第９条第８項の規定が適用された場合にあっては、加重前の障害等級に応じ前条第２項各号に定める額。以下この項において「障害補償年金前払一時金の限度額」という。）又は障害補償年金前払一時金の限度額の範囲内で補償基礎額の１，２００倍、１，０００倍、８００倍、６００倍、４００倍若しくは２００倍のいずれかに相当する額のうちから当該障害補償年金を受ける権利を有する者が選択した額とする。ただし、第１項の申出が第２項ただし書の規定によるものである場合には、当該障害補償年金に係る障害等級に応じ、それぞれ障害補償年金前払一時金の限度額から当該申出が行われた日の属する月までの期間に係る当該障害補償年	（削る）	

金の額の合計額を差し引いた額を超えない範囲内で、補償基礎額の１，２００倍、１，０００倍、８００倍、６００倍、４００倍又は２００倍に相当する額のうちから当該障害補償年金を受ける権利を有する者が選択した額とする。

５　障害補償年金前払一時金が支給される場合には、当該障害補償年金前払一時金に係る障害補償年金は、当該障害補償年金を支給すべき事由が生じた日の属する月の翌月（第１項の申出が第２項ただし書の規定によるものである場合には、当該申出が行われた日の属する月の翌月）から、次に掲げる額の合計額が当該障害補償年金前払一時金の額に達するまでの間、その支給を停止する。

(1)　当該障害補償年金前払一時金が支給された月後の最初の障害補償年金の支給期月から１年を経過する月以前の各月（第１項の申出が第２項ただし書の規定によるものである場合には、当該申出が行われた日の属する月の翌月以後の月に限る。）に支給されるべき障害補償年金の額

(2)　当該障害補償年金前払一時金が支給された月後の最初の障害補償年金の支給期月から１年を経過する月後の各月に支給されるべき障害補償年金の額を、事故発生日における法定利率に当該支給期月以後の経過年数（当該年数に１年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数）を乗じて得た数に１を加えた数で除して得た額

６　前項の規定による障害補償年金の支給の停止が終了する月に係る障害補償年金の額は、当該終了する月が、同項に規定する支給期月から起算して１年以内の場合にあっては当該障害補償年金前払一時金の額から同項の規定により各月に支給されるべき当該障害補償年金の額の全額につき支給が停止される期間に係る同項の規定による合計額（以下この項において「全額停止期間に係る合計額」という。）を差し引いた額を、当該支給期月から起算して１年を超える場合にあっては当該障害補償

年金前払一時金の額から全額停止期間に係る合計額を差し引いた額に事故発生日における法定利率に当該終了する月の前項に規定する経過年数を乗じて得た数に１を加えた数を乗じて得た額を、それぞれ当該終了する月に支給されるべき当該障害補償年金の額から差し引いた額とする。	
（遺族補償年金前払一時金） 第４条　当分の間、遺族補償年金を受ける権利を有する遺族が申し出たときは、区は、損害補償として、遺族補償年金前払一時金を支給する。	（削る）
２　前項の申出は、遺族補償年金の最初の支給に先立つて行わなければならない。ただし、既に遺族補償年金の支給を受けた場合においても、当該遺族補償年金を支給すべき事由が生じた日の翌日から起算して１年を経過する日までの間は、当該申出を行うことができる。	
３　第１項の申出は、同一の事由につき２回以上行うことはできない。	
４　遺族補償年金前払一時金の額は、補償基礎額の１，０００倍、８００倍、６００倍、４００倍又は２００倍に相当する額のうちから遺族補償年金を受ける権利を有する遺族が選択した額とする。ただし、第１項の申出が第２項ただし書の規定によるものである場合には、補償基礎額の１，０００倍に相当する額から当該申出が行われた日の属する月までの期間に係る遺族補償年金の額の合計額を差し引いた額を超えない範囲内で、補償基礎額の８００倍、６００倍、４００倍又は２００倍に相当する額のうちから遺族補償年金を受ける権利を有する遺族が選択した額とする。	
５　遺族補償年金を受ける権利を有する遺族が２人以上ある場合には、第１項の申出及び前項の選択は、これらの遺族がそのうちの１人を代表者に選任し、その代表者が行うものとする。	
６　第１２条第２項の規定は、遺族補償年金前払一時金の額並びにその請求及び受領につい	

ての代表者の選任について準用する。この場合において、第１２条第２項中「遺族補償年金」とあるのは「遺族補償年金前払一時金」と、「前項」とあるのは「付則第４条第４項」と読み替えるものとする。

7　遺族補償年金前払一時金が支給される場合には、当該遺族補償年金前払一時金の支給の原因たる従事者の死亡に係る遺族補償年金は、当該遺族補償年金を支給すべき事由が生じた日の属する月（次条第２項の規定に基づき遺族補償年金を受けることができることとされた遺族であって当該遺族補償年金を受ける権利を有することとなったもの（以下この項において「特例遺族補償年金受給権者」という。）が第１項の申出を行った場合にあっては、その者が当該遺族補償年金に係る従事者の死亡の時期に応じ次条第２項の表の右欄に掲げる年齢（以下この項において「支給停止解除年齢」という。）に達する月）の翌月（第１項の申出が第２項ただし書の規定によるものである場合には、当該申出が行われた日の属する月の翌月）から、次に掲げる額の合計額が当該遺族補償年金前払一時金の額に達するまでの間、その支給を停止する。

(1)　当該遺族補償年金前払一時金が支給された月後の最初の遺族補償年金の支給期月（特例遺族補償年金受給権者が支給停止解除年齢に達する前に第１項の申出を行った場合にあっては、当該特例遺族補償年金受給権者について次条第４項本文の規定の適用がないものとした場合における当該遺族補償年金前払一時金が支給された月後の最初の当該遺族補償年金の支給期月に当たる月。以下この項及び次項において同じ。）から１年を経過する月以前の各月（第１項の申出が第２項ただし書の規定によるものである場合には、当該申出が行われた日の属する月の翌月以後の月に限る。）に支給されるべき遺族補償年金の額

(2)　当該遺族補償年金前払一時金が支給された月後の最初の遺族補償年金の支給期月か

ら１年を経過する月後の各月に支給されるべき遺族補償年金の額を、事故発生日における法定利率に当該支給期月以後の経過年数（当該年数に１年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数）を乗じて得た数に１を加えた数で除して得た額	
８　前項の規定による遺族補償年金の支給の停止が終了する月に係る遺族補償年金の額は、当該終了する月が、同項に規定する支給期月から起算して１年以内の場合にあっては当該遺族補償年金前払一時金の額から同項の規定により各月に支給されるべき当該遺族補償年金の額の全額につき支給が停止される期間に係る同項の規定による合計額（以下この項において「全額停止期間に係る合計額」という。）を差し引いた額を、当該支給期月から起算して１年を超える場合にあっては当該遺族補償年金前払一時金の額から全額停止期間に係る合計額を差し引いた額に事故発生日における法定利率に当該終了する月の前項に規定する経過年数を乗じて得た数に１を加えた数を乗じて得た額を、それぞれ当該終了する月に支給されるべき当該遺族補償年金の額から差し引いた額とする。	
９　遺族補償年金前払一時金が支給される場合における第１６条、第１６条の２又は第２２条の規定の適用については、第１６条第２号及び第１６条の２第１項中「遺族補償年金の額」とあるのは「遺族補償年金及び遺族補償年金前払一時金の額」と、第２２条第１項中「遺族補償年金については、当該遺族補償年金」とあるのは「遺族補償年金又は遺族補償年金前払一時金については、それぞれ、当該遺族補償年金又は当該遺族補償年金前払一時金に係る遺族補償年金」と、同条第３項中「遺族補償年金」とあるのは「遺族補償年金又は遺族補償年金前払一時金」とする。	
（遺族補償年金の受給資格年齢の特例等）	
第４条の２　次の表の左欄に掲げる期間に死亡した従事者の遺族に対する第１１条及び第１３条の規定の適用については、同表の左欄に	（削る）

掲げる期間の区分に応じ、第１１条第１項第１号及び第３号並びに第１３条第１項第６号中「６０歳」とあるのは、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

昭和６１年１月１日から昭和６１年９月３０日まで	５５歳
昭和６１年１０月１日から昭和６２年９月３０日まで	５６歳
昭和６２年１０月１日から昭和６３年９月３０日まで	５７歳
昭和６３年１０月１日から平成元年９月３０日まで	５８歳
平成元年１０月１日から平成２年９月３０日まで	５９歳

２　次の表の左欄に掲げる期間に防災業務に従事したことにより、死亡した従事者の夫、父母、祖父母及び兄弟姉妹であつて、当該従事者の死亡の当時、その収入によつて生計を維持し、かつ、同表の中欄に掲げる年齢であつたもの（第１１条第１項第４号に規定する者であつて第１３条第１項第６号に該当するに至らないものを除く。）は、第１１条第１項（前項において読み替えられる場合を含む。）の規定にかかわらず、遺族補償年金を受けることができる遺族とする。この場合において、第１２条第１項中「遺族補償年金を受けることができる遺族」とあるのは「遺族補償年金を受けることができる遺族（付則第４条の２第２項の規定に基づき遺族補償年金を受けることができることとされた遺族であつて、当該遺族補償年金に係る従事者の死亡の時期に応じ、同項の表の右欄に掲げる年齢に達しないものを除く。）」と、第１３条第２項中「前項各号のいずれか」とあるのは「前項第１号から第４号までのいずれか」とする。

昭和６１年１０月１日から昭和６２年９月３０日まで	５５歳	５６歳
昭和６２年１０月１日から昭和６３年９月３０日	５５歳以上５７歳未満	５７歳

まで		
昭和６３年１０月１日から平成元年９月３０日まで	５５歳以上５８歳未満	５８歳
平成元年１０月１日から平成２年９月３０日まで	５５歳以上５９歳未満	５９歳
平成２年１０月１日から当分の間	５５歳以上６０歳未満	６０歳

３　前項に規定する遺族の遺族補償年金を受けるべき順位は、第１１条第１項（第１項において読み替えられる場合を含む。）に規定する遺族の次の順位とし、前項に規定する遺族のうちにあつては、夫、父母、祖父母及び兄弟姉妹の順序とし、父母については、養父母を先にし、実父母を後にする。

４　第２項に規定する遺族に支給すべき遺族補償年金は、その者が同項の表の右欄に掲げる年齢に達する月までの間は、その支給を停止する。ただし、前条第１項から第８項までの規定の適用を妨げるものではない。

５　第２項に規定する遺族に対する第２２条の規定の適用については、同条第３項中「第１１条第３項」とあるのは、「付則第４条の２第３項」とする。

第５条　削除　（削る）

（他の法律による給付との調整）

第６条　年金たる損害補償を受ける権利を有する者が、当該年金たる損害補償の事由となった障害又は死亡について次の表の左欄に掲げる年金たる損害補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる法律による年金たる給付の支給を受ける場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定（第１９条の２を除く。）による年金たる損害補償の額に、同表の左欄に掲げる当該年金たる損害補償の種類に応じ同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額（その額が当該年金たる損害補償の額から当該年金たる損害補償の事由となった障害又は死亡について支給される同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付の額の合計　（削る）

額を控除した残額を下回る場合には、当該残額）を支給し、その額に５０円未満の端数があるときは、これを切り捨て、５０円以上１００円未満の端数があるときは、これを１００円に切り上げる。

傷病補償年金	厚生年金保険法（昭和２９年法律第１１５号）による障害厚生年金又は被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成２４年法律第６３号。以下この表及び次項の表において「平成２４年一元化法」という。）附則第４１条第１項の規定による障害共済年金若しくは平成２４年一元化法附則第６５条第１項の規定による障害共済年金（以下「障害厚生年金等」という。）及び国民年金法（昭和３４年法律第１４１号）による障害基礎年金（同法第３０条の４の規定による障害基礎年金を除く。以下この表、次項の表及び第５項の表において「障害基礎年金」という。）	０．７３
障害補償年金	障害厚生年金等及び障害基礎年金	０．７３
遺族補償年金	厚生年金保険法による遺族厚生年金又は平成２４年一元化法附則第４１条第１項の規定による遺族共済年金若しくは平成２４年一元化法附則第６５条第１項の規定による遺族共済年金（以下この表及び次項の表において「遺族厚生年金等」という。）及	０．８０

	び国民年金法による遺族基礎年金（国民年金法等の一部を改正する法律（昭和６０年法律第３４号。以下「国民年金等改正法」という。）附則第２８条第１項の規定による遺族基礎年金を除く。以下この表及び次項の表において「遺族基礎年金」という。）	

２　年金たる損害補償を受ける権利を有する者が、当該年金たる損害補償の事由となった障害又は死亡について次の表の左欄に掲げる年金たる損害補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる法律による年金たる給付の支給を受ける場合（前項に規定する場合を除く。）には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定（第１９条の２を除く。）による年金たる損害補償の額に、同表の左欄に掲げる当該年金たる損害補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付ごとに同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額（その額が当該年金たる損害補償の額から当該年金たる損害補償の事由となった障害又は死亡について支給される同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付の額を控除した残額を下回る場合には、当該残額）を支給し、その額に５０円未満の端数があるときは、これを切り捨て、５０円以上１００円未満の端数があるときは、これを１００円に切り上げる。

傷病補償年金	障害厚生年金等	０．８８
	障害基礎年金（当該損害補償の事由となった障害について平成２４年一元化法附則第３７条第１項に規定する給付のうち障害共済年金、平成２４年一元化法附則第６１条第１項に規定する給付のうち障害共済年金、平成２４年一	０．８８

	元化法附則第７９条に規定する給付のうち障害共済年金又は厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成１３年法律第１０１号）附則第２条第１項第２号に規定する旧農林共済法（以下この表において「旧農林共済法」という。）による障害共済年金（以下この表及び第５項の表において「平成２４年一元化法改正前国共済法等による障害共済年金」という。）が支給される場合を除く。）	
障害補償年金	障害厚生年金等	０．８３
	障害基礎年金（当該損害補償の事由となった障害について平成２４年一元化法改正前国共済法等による障害共済年金が支給される場合を除く。）	０．８８
遺族補償年金	遺族厚生年金等	０．８４
	遺族基礎年金（当該損害補償の事由となった死亡について平成２４年一元化法附則第３７条第１項に規定する給付のうち遺族共済年金、平成２４年一元化法附則第６１条第１項に規定する給付のうち遺族共済年金、平成２４年一元化法附則第７９条に規定する給付のうち遺族共済年金又は旧農林共済法による遺族共済年金が支給される場合を除く。）又	０．８８

	は国民年金法による寡婦年金	

3　年金たる損害補償を受ける権利を有する者が、当該年金たる損害補償の事由となった障害又は死亡について次の表の左欄に掲げる年金たる損害補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる法律による年金たる給付の支給を受ける場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定（第１９条の２を除く。）による年金たる損害補償の額に、同表の左欄に掲げる当該年金たる損害補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付ごとに同表の右欄に掲げる率（当該法律による年金たる給付の数が２である場合にあっては、当該法律による年金たる給付ごとに同表の右欄に掲げる率を合計して得た率から１を控除した率）を乗じて得た額（その額が当該年金たる損害補償の額から当該年金たる損害補償の事由となった障害又は死亡について支給される同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付の額（当該法律による年金たる給付の数が２である場合にあっては、その合計額）を控除した残額を下回る場合には、当該残額）を支給し、その額に５０円未満の端数があるときは、これを切り捨て、５０円以上１００円未満の端数があるときは、これを１００円に切り上げる。

傷病補償年金	国民年金等改正法附則第８７条第１項に規定する年金たる保険給付のうち障害年金（以下この表及び第６項の表において「旧船員保険法による障害年金」という。）	０．７５
	国民年金等改正法附則第７８条第１項に規定する年金たる保険給付のうち障害年金（以下この表及び第６項の表において「旧厚生年金保険法による障害年金」という。）	０．７５

	国民年金等改正法附則第３２条第１項に規定する年金たる給付のうち障害年金（以下この表及び第６項の表において「旧国民年金法による障害年金」という。）	０．８９
障害補償年金	旧船員保険法による障害年金	０．７４
	旧厚生年金保険法による障害年金	０．７４
	旧国民年金法による障害年金	０．８９
遺族補償年金	国民年金等改正法附則第８７条第１項に規定する年金たる保険給付のうち遺族年金	０．８０
	国民年金等改正法附則第７８条第１項に規定する年金たる保険給付のうち遺族年金	０．８０
	国民年金等改正法附則第３２条第１項に規定する年金たる給付のうち母子年金、準母子年金、遺児年金又は寡婦年金	０．９０

４　年金たる損害補償を受ける権利を有する者が、当該年金たる損害補償の事由となった障害又は死亡について次の各号に掲げる法律による年金たる給付の支給を受ける場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定による年金たる損害補償の額から当該各号に掲げる法律による年金たる給付の額を控除した残額を支給する。

(1)　国民年金法第３０条の４の規定による障害基礎年金

(2)　国民年金等改正法附則第２８条第１項の規定による遺族基礎年金

５　休業補償を受ける権利を有する者が、同一の事由について次の表の左欄に掲げる法律に

よる年金たる給付の支給を受ける場合には、当分の間、第８条の規定にかかわらず、同条の規定による休業補償の額に、同表の左欄に掲げる当該法律による年金たる給付の種類に応じ同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額（その額が当該休業補償の額から同一の事由について支給される当該法律による年金たる給付の額（当該法律による年金たる給付の数が２である場合にあっては、その合計額）を３６５で除して得た額を控除した残額を下回る場合には、当該残額）を支給するものとする。

障害厚生年金等及び障害基礎年金	０．７３
障害厚生年金等（当該損害補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）	０．８８
障害基礎年金（当該損害補償の事由となった障害について障害厚生年金等又は平成２４年一元化法改正前国共済法等による障害共済年金が支給される場合を除く。）	０．８８

６　休業補償を受ける権利を有する者が、同一の事由について次の表の左欄に掲げる法律による年金たる給付の支給を受ける場合には、当分の間、第８条の規定にかかわらず、同条の規定による休業補償の額に、同表の左欄に掲げる当該法律による年金たる給付の種類に応じ同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額（その額が当該休業補償の額から同一の事由について支給される当該法律による年金たる給付の額を３６５で除して得た額を控除した残額を下回る場合には、当該残額）を支給する。

旧船員保険法による障害年金	０．７５
旧厚生年金保険法による障害年金	０．７５
旧国民年金法による障害年金	０．８９

７　児童扶養手当法（昭和３６年法律第２３８号）の規定による児童扶養手当が支給されている場合において、この手当の支給を受ける者又はこの手当の支給の対象となる児童（こ

の手当の支給を受ける者を除く。）に係る年金たる損害補償を児童扶養手当法第１３条の２第１項第４号又は第２項第２号に定める給付とみなしたならば、この手当の全部又は一部が支給されないこととなるときは、当分の間、この条例の規定による年金たる損害補償の各月分の額から総務省令の定めるところにより規則で定める場合の区分に応じ総務省令の定めるところにより規則で定める額を控除した残額を当該各月分の額として支給するものとする。 （葬祭補償の額に関する暫定措置） 第７条　当分の間、第１８条の規定による金額が補償基礎額の６０倍に相当する額に満たないときは、同条の規定にかかわらず、当該６０倍に相当する額を葬祭補償の額とする。	（削る） 附　則 （施行期日等） １　この条例は、公布の日から施行し、令和８年４月１日（以下「適用日」という。）から適用する。 （経過措置） ２　この条例による改正前の水防又は応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例（以下「旧条例」という。）第５条第２項及び第３項（同項第１号に該当する扶養親族に係る部分に限る。）の規定は、適用日から施行の日の前日までの間に支給すべき事由の生じた損害補償については、なおその効力を有する。 ３　適用日から施行の日の前日までの間において、旧条例第５条第２項及び第３項（同項第１号に該当する扶養親族に係る部分を除く。）の規定に基づき支払われた損害補償（適用日から施行の日の前日までの間に支給すべき事由の生じたものに限る。）は、この条例による改正後の水防又は応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例の規定に基づく損害補償の内払とみなす。